

神戸市看護大学研究倫理講習会実施要綱

(目的)

第 1 条 この実施要綱は、文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 27 年 4 月 1 日施行）に定められている「臨床研究に関する倫理その他臨床研究の実施に必要な知識」について実施する講習会の運用及び取り扱いについて定めるものとする。

(講習会等)

第 2 条 臨床研究を実施しようとする者（以下「研究者」という。）は、事前に以下の講習会を受講しなければならない。

(1) 神戸市看護大学倫理委員会が開催する臨床研究に関する倫理その他必要な知識についての講習会

(2) その他、神戸市看護大学学長が認めた講習会等

(受講証)

第 3 条 前条の講習会を受講した研究者には受講証を発行する。

(受講証の有効期限)

第 4 条 受講証の有効期限は、受講日より 5 年とする。

(庶務)

第 5 条 講習会等の庶務は、神戸市看護大学総務課総務係および倫理委員会において処理する。

附 則

この要綱は平成 23 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 24 日から施行する。